

空港法（昭和31年法律第80号）第26条第1項の規定により、北九州空港脱炭素化推進協議会を組織しましたので、同法同条第6項の規定により公表します。

○協議会の名称

北九州空港脱炭素化推進協議会

○構成員の氏名又は名称（順不同、敬称略）

<空港管理者>

大阪航空局、北九州空港事務所

<関係事業者>

九州運輸局福岡運輸支局、九州地方整備局北九州港湾・空港整備事務所、門司税関北九州空港出張所、福岡出入国在留管理局北九州出張所、福岡検疫所門司検疫所支所、動物検疫所門司支所、門司植物防疫所、第七管区海上保安本部北九州航空基地、北九州エアターミナル（株）、日本航空（株）北九州空港所、（株）スターフライヤー、（株）大韓航空福岡支店、（株）ジンエアー北九州支店、（株）K A F C O北九州空港事業所、エス・ジー・シー佐賀航空（株）、空港施設（株）、西鉄エアサービス（株）北九州空港所、北九州空港連絡バス運営協議会、北九州タクシー協会、九州電力（株）北九州東営業センター

<関係地方公共団体>

福岡県、北九州市、苅田町

○協議会における協議事項

- (1) 推進計画の作成に関する事項
- (2) 推進計画に記載された取組の実施及び取組状況のフォローアップに関する事項
- (3) 推進計画の変更に関する事項
- (4) 航空法第131条の2の10に基づく航空運送事業者による協議に関する事項
- (5) 関係行政機関及び事業者への協力の求めに関する事項
- (6) 関係行政機関及び事業者の空港脱炭素化に対する意識醸成に関する事項
- (7) 空港利用者への空港脱炭素化の取組に対する理解促進に関する事項
- (8) その他協議会が必要と認める事項